空き家に関する支援制度一覧

市町村名: 高崎市

市町村名: 高崎市													
	区分	事業名称	融資・助成の対象となる(工事)内容	対象(者)要件	限度額	融資利率 (利子補給の場合 は 利子補給率)	融資期間 申請/募	集時期	募集枠	担当課	電話番号 (申込・問合せ先)	HP掲載(リンク先)	その他
空き家に関する助成制度	助成	高崎市空き家管理助成金	空き家が管理されないまま放置され、周囲に危険を 及ぼす恐れのある老朽空き家に至らないよう、敷地 や建物内部の管理を委託した場合など、費用の一部 を予算の範囲内で助成する	○市内に存し、住居として建築した建物で、1年以上居住その他の使用されていないことが常態である空き家で、次のいずれかに該当するもの・戸建て住宅の空き家及びその敷地(共同住宅を除く)・併用住宅の空き家(店舗等が廃業されていること)	助成対象経費に2分の1を乗じて得た額(上限額20万円)		令和5年 日から 年2月 に完了 が提出 者	合和6 ミまで 報告書 予	算の範囲内	建築住宅課	027-321-1314	https://www.city.takasaki .gunma.jp/docs/2014060 600030/	
空き家に関する助成制度	助成	高崎市空き家解体助成金	周囲に危険を及ぼす恐れのある老朽化した空き家を解体する場合に、解体費用の一部を予算の範囲内で助成する	使用されていないことを確認でき、周囲への危険や	助成対象経費に5 分の4を乗じて得た 額(上限額100万円)	_	令和5年 日から 年2月 に完了了 が提出 者	合和6 ミまで 報告書 予	算の範囲内	建築住宅課	027-321-1314	https://www.city.takasaki .gunma.jp/docs/2014060 600030/	
空き家に関する助成制度	助成	高崎市空き家解体跡地管理助成金	「高崎市空き家解体助成金」を利用して空き家を解体した跡地が管理されないまま放置され、周囲に迷惑を及ぼす恐れのある跡地に至らないよう、敷地の管理を委託した場合など、費用の一部を予算の範囲内で助成する	○空き家解体跡地(土地)所有者及びその法定相続	助成対象経費に2 分の1を乗じて得た 額(上限額20万円)	_	令和5年 日から 年2月末 に完了 が提出 者	う和6 ミまで 報告書 予	算の範囲内	建築住宅課	027-321-1314	https://www.city.takasaki .gunma.ip/docs/2014060 600030/	
空き家に関する助成制度	助成	高崎市地域サロン改修助成金	空き家を、自治会、町内会等の地域社会の活性化を図るため、高齢者同士の集まりや小さな子どもを持つ家族の交流の場として気軽に利用できるサロンの運営を目的として改修する場合に、改修費用の一部を予算の範囲内で助成する	N X T C X	助成対象経費に3 分の2を乗じて得た 額(上限額500万円)		令和5年 日から 年2月末 に完了 が提出 者	合和6 ミまで 報告書 予	算の範囲内	建築住宅課	027-321-1314	https://www.city.takasaki .gunma.ip/docs/2014060 600030/	
空き家に関する助成制度	助成	高崎市地域サロン家賃助成金	空き家を、自治会、町内会等の地域社会の活性化を図るため、高齢者同士の集まりや小さな子どもを持つ家族の交流の場として気軽に利用できるサロンの運営を目的としてサロンの運営団体が借りる場合、その家賃の一部を予算の範囲内で助成する	対象全さ多	(上限額月額5万		令和5年 日から 年3月末 に完了 が提出 者	合和6 ミまで 報告書 予	算の範囲内	建築住宅課	027-321-1314	https://www.city.takasaki .gunma.jp/docs/2014060 600030/	
空き家に関する助成制度	助成	高崎市空き家活用促進改修助成金	空き家を居住目的で購入して改修する場合、または 居住目的で賃貸して改修する場合、改修費用の一 部を予算の範囲内で助成する		分の1を乗じて得た 額(上限額250万円。ただし、対象となる空き家が倉渕地域、榛名地域、	_	令和5年 日から 年2月末 に完了! が提出 [・] 者	合和6 ミまで 報告書 予	算の範囲内	建築住宅課	027-321-1314	https://www.city.takasaki .gunma.jp/docs/2014060 600030/	

空き家に関する助成制度	助成	高崎市定住促進空き家活用家賃助成金	人口が減少している倉渕、榛名、吉井地域に立地する空き家を居住目的で借りる場合、その家賃の一部を予算の範囲内で助成する	対象者 〇空き家を借りる人(入居予定者) 対象空き家 〇倉渕地域、榛名地域、吉井地域に存し、住居として建築した建築物で、1年以上居住その他の使用がなされていないことを確認でき、次のいずれかに該当するもの ・戸建て住宅の空き家(共同住宅を除く) ・併用住宅空き家(店舗等が廃業されていること)	月額家賃額に2分 の1を乗じて得た額 (上限額月額2万 円)	令和5年4月3 日から令和6 年3月末まで に完了報告書 が提出できる 者	予算の範囲内	建築住宅課 027-321-1314	https://www.city.takasaki .gunma.jp/docs/2014060 600030/
空き家に関する助成制度	助成	高崎市空き家事務所・店舗改修助成金	空き家を事務所や店舗として活用する目的で改修する場合、改修費用の一部を予算の範囲内で助成す		助成対象経費に2 分の1を乗じて得た 額(上限額500万 円)	令和5年4月3 日から令和6 年2月末まで に完了報告書 が提出できる 者	予算の範囲内	建築住宅課 027-321-1314	https://www.city.takasaki .gunma.jp/docs/2014060 600030/